

転倒男性死亡 「シニアカー」正しく乗るには



歩行者扱いで運転免許証が不要なシニアカーは、免許証返納後の高齢者の移動手段としても役割が高まっている。ただ、かごを付けるなど一定の基準を超えれば「車両扱い」となり、警察署長の許可が必要になる。福山市の事故は男性がシニアカーごと転倒し、壁にぶつかり死亡した。無許可でかごを取り付けられ、長さが基準を超えていたため、県警は「車両」による交通事故として発表。男性は「無免許運転」の状態だ

「かご増設」に許可必要

想定外の速度に注意も

想定を超える速度が出る可能性もあり、県警などは利用上の注意を呼び掛けている。

シニアカーは、ハンドルで操作する四輪や三輪の電動車いす。最高時速は6km/hに制限される。道交法上、

「買い物かごを増設したい」などの理由では許可されない。

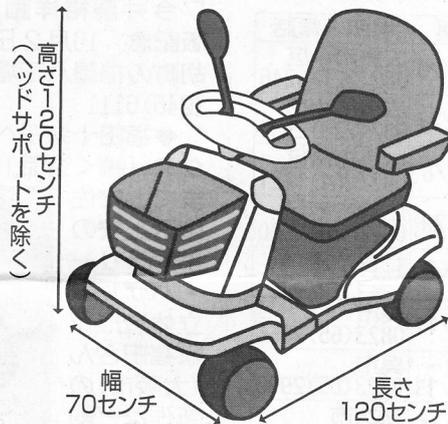
県警交通企画課は「歩行者が持てないほどの荷物を積めるならば、歩行者扱いではなく運搬用車両になる」と説明する。

ただ、「買い物かごを増設したい」などの理由では許可されない。

一方、自動車の運転に不安を感じ、免許証を返納した高齢者にとって、シニアカーは貴重な移動手段となっている。レンタル費用が

介護保険適用を受ける場合もあり普及が進む。12年は超える場合は警察署へ申

シニアカーの基準 最大速度6km/h



※基準を超える装備品を付ける場合は警察署長の許可が必要

請▽段差などでは転倒に特に注意し、販売の際に説明。社員が購入者宅に向いて周辺の環境を点検し、注意点を伝えてもいる。

ど前から使っている同市の主婦麻生房子さん(83)は「田舎の高齢者には生活に不可欠な存在」と話す。東中国スズキ自動車(倉敷市)は、シニアカーは歩行者扱い▽大ききの基準を

超える場合は警察署へ申す。シニアカーには出力調整があり、下り坂でも時速6km/hを超えないよう設定されている。しかし、クラッチを切ると、自動で利く電磁ブレーキが働かず、下り坂などで想定以上の速度が出る危険もある。

(菅田直人)